

岩手県監査委員告示第36号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第30号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年11月7日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 県土整備部建設技術振興課

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年4月25日

イ 本監査実施日 平成29年6月14日

（3） 監査結果の公表の日 平成29年8月8日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
役務費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが3件、486,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支出事務に当たっては、支払状況等を複数の職員により管理を行い、適正な事務の執行に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 県南広域振興局土木部花巻土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年5月9日及び同月10日

イ 本監査実施日 平成29年6月20日

（3） 監査結果の公表の日 平成29年8月8日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
道路占用料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	道路占用料の徴収に当たっては、道路占用許可システムのデータを複数の職員により確認を行うなど、適正な事務の執行に努めることとした。